

委託番号	3 4 2 0
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 委 託 名 あずま保育園消防設備及び防火対象物保守点検業務委託
- 2 履行場所 草加市中央一丁目 2 番 5 号
草加市立あずま保育園
- 3 支払方法 業務完了払（年 2 回払い）
- 4 履行期間 令和 7 年（2 0 2 5 年） 4 月 1 日から
令和 8 年（2 0 2 6 年） 3 月 3 1 日まで

5 業務内容

履行場所にある防火対象物について、その機能を保全するため、消防法第 1 7 条の 3 の 3（消防用設備等の点検及び報告）及び消防法第 8 条の 2 の 2（防火対象物の点検報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。

(1) 点検回数

- ① 外観点検及び機能点検 年 1 回（日程は、協議し決定）
- ② 総 合 点 検 年 1 回（日程は、協議し決定）
- ③ 防火対象物定期点検 年 1 回（日程は、協議し決定）

(2) 保守点検対象物

別添「あずま保育園消防設備一覧」のとおり

(3) 点検責任者及び点検従事者

- ① 消防法第 1 7 条の 3 の 3
点検を実施するに当たり、消防設備士又は消防設備点検資格者を責任者と定め、発注者が指名する担当職員へ事前に報告すること。

- ② 消防法第 8 条の 2 の 2

防火対象物の点検報告を実施するに当たり、総務省令で定めるところにより、定期的に、防火象物における火災の予防に関する専門的知識を有するもので総務省令で定める資格を有するもの（以下、防火対象物点検資格者）による点検等を実施すること。

(4) 負担区分

作業に必要な工具類、測定機器、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。

また、軽微な修理については、受注者の負担とし、その他については、別途協議の上決定する。

(5) 事前提出書類

作業に先立ち次のものを提出すること。

- ① 点検責任者の資格証明書の写し（消防設備士又は消防設備点検資格者及び防火対象物点検資格者）
- ② 作業者名一覧
- ③ 点検計画書（予め担当者と打合せの上決定した、外観点検及び機能点検、総合点検の日程）

(6) 報告書類

点検を実施したときは、速やかに昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号及び平成14年11月28日付け消防庁告示第8号に定める点検票を添付した点検結果報告書を提出すること。

6 その他

- (1) 音の出る点検は、午睡（午後1時から午後3時）の時間を避けること。
- (2) 受注者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は成果品等については市の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したり、または提供してはならない。
- (4) 支払の請求については、保育課に請求書を送付するものとする。
- (5) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
- (6) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
イ 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (7) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (8) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）

草加市役所 契約課

電話 0 4 8 （ 9 2 2 ） 1 1 2 9 （直通）

- (2) 契約締結後の問合せ先

草加市役所 こども未来部施設担当 （直通）

電話 0 4 8 （ 9 2 2 ） 1 4 9 3

別添

あずま保育園消防設備一覧

保育園名	住所	※ 受信機	差動式 ｽﾎﾟｯﾄ型 感知器	定温式 ｽﾎﾟｯﾄ型 感知器	光電式 ｽﾎﾟｯﾄ型 感知器	発信器	ベル	消火器	漏電火災 警報機	誘導灯 誘導標識	その他
あずま	中央 1-2-5	GR	1 8	2 9	1 0	4		5		8	屋内消火栓設備、通報装置、 ガス漏れ火災警報設備、 非常警報設備、自家発電設備 (100KVA)

※ GRはGR型を示す

消火器リスト

保育園名	設置場所	器種名	製造年
あずま	玄関前	ABC粉末10型	2 0 1 8 年製
	廊下 調理室前	ABC粉末10型	2 0 1 8 年製
	廊下 一時保育室前	ABC粉末10型	2 0 1 8 年製
	調理室	ABC粉末10型	2 0 1 8 年製
	遊戯室	ABC粉末10型	2 0 1 8 年製

委託番号	7 3 0 3
契約形態	業務委託

業務委託仕様書

- 1 件 名 消防用設備保守点検業務委託（小学校）
- 2 履行期間 令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日 から 令和 8 年(2026 年) 3 月 3 1 日まで
- 3 履行場所 市内小学校 2 1 校
- 4 支払方法 業務完了払（9 月末及び 3 月末払いの年 2 回払）
- 5 委託内容 別紙のとおり
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 1 9 年条例第 1 6 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 1 5 5 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話 0 4 8（9 2 2）1 1 2 9（直通）
 - (2) 契約締結後の問合せ先

草加市教育委員会 学校施設課 担当 三橋
電話 0 4 8 (9 2 2) 2 6 4 3 (直通)

業務委託内容

市内小学校に設置された消防用設備の保守点検業務は、この内容に従って実施するものとする。

実施にあたっては、各種設備機器が常に正常な機能を維持し、十分に発揮できるよう消防関係法令に準拠して行うものとする。

【対象施設及び設備】

別添資料による

【範囲及び方法等】

各種設備機器の機能保全のため、消防法第17条の3の3及び消防法第8条の2の2の規定に基づき次の点検を実施する。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 外観・機能点検 | 年2回 |
| (2) 総合点検 | 年1回 |
| (3) 防火対象物定期点検（高砂小学校、谷塚小学校のみ） | 年1回 |
| (4) 連結送水管 耐圧性能点検（長栄小学校のみ） | 年1回 |

なお、各種点検の基準や方法等について、あらかじめ明示し、市担当者の承認を得ること。

【作業時間】

作業時間は、平日午前9時から午後4時までとする。

【作業時間責任者及び作業従事者】

作業を実施するにあたり、消防設備士免許取得者若しくは点検資格を有する責任者及び防火対象物点検資格者を定め、あらかじめ市担当者の承認を得ること。

【安全対策】

作業は安全対策を十分施し、複数で作業にあたること。

【緊急時の措置】

履行期間中（夜間、休日を含む）、火災その他による作動時、地震・台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、速やかに現場にて応急処理を行うとともに、市担当者に連絡のうえ、その指示に従い機器の調整を行うこと。対応後、市担当者に報告書を提出すること。

【負担区分】

作業に必要な工具類、測定器具、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。

軽微な修理については受注者の負担とし、その他については協議のうえ決定するものとする。

【作業計画書】

作業を実施するにあたり、点検ごとに各施設長と調整のうえ日程表を作成し、市担当者の承認を得るものとする。

【提出書類 1】

作業に先立ち、次のものを 1 部提出すること。

- (1) 点検責任者の資格証明書の写し
(消防設備士又は消防設備点検資格者及び防火対象物点検資格者)
- (2) 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと。）
- (3) 緊急連絡先
- (4) 作業計画書（外観、機能点検及び総合点検）

【提出書類 2】

外観、機能点検及び総合点検を実施したときは、速やかに昭和 50 年 10 月 16 日付け消防庁告示第 14 号に定める各設備の点検表、及び消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく報告書を 2 部提出すること。

なお、外観、機能点検のうち 1 回は、総合点検と同時に報告できるものとする。

報告書は、学校管理者押印のうえ、作業責任者が持参し、内容について説明するものとし、不備不良箇所が存する場合は、原因調査を行い、全校の不備不良箇所一覧表を作成し、各校ごとに位置が判断できる図面、状況写真及び改修概算工事費を必ず提出すること。

報告書は、A4 パイプファイルを使用し、ファイルの表紙に委託名称及び受注者を表記し、背表紙に委託名称を表記すること。また、学校ごとにインデックスにて学校名を表示すること。なお、報告書類は電子媒体（CD-R 等）でも作成し、併せて発注者に提出すること。

【連結送水管耐圧試験】

総合点検実施時に併せ、次に示す 1 校において連結送水管の配管における耐圧性能に関する点検を行うこと。点検を実施後は速やかに消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検報告を所管消防署へ提出すること。

・長栄小学校

【防火対象物定期点検報告】

次に示す2校については複合施設であるため、各施設について協議の上、一括して取りまとめ、消防法第8条の2の2に基づく定期点検報告を所管消防署へ提出するとともに、写しを発注者に提出すること。

(年1回・総合点検終了後)

- ・高砂小学校（保育園・児童クラブ・コミュニティセンターについては別途とする）
- ・谷塚小学校（児童クラブ・文化センターについては別途とする）

小 学 校 消 防 設 備 一 覧 表

内 容	草加小	高砂小	新田小	谷塚小	栄小	川柳小	瀬崎小	西町小	新里小	花栗南小	八幡小	新栄小	清門小
P型1級受信機	1		1			1	1	1	1	1	2	1	2
煙感知器(2種)	1 0	9 4	7	3 3	5 4	1 2	1 1	2 3	9	1 1	1 3	6	2 8
差動式スポット型感知器	1 2 1	3 2 2	9 6	1 9 3	1 5 7	1 1 1	9 6	1 6 6	9 4	8 5	1 0 5	1 0 7	1 1 2
定温式スポット型感知器(防水・普通)	9	9 4	1 3	1 3	7 5	3 2	1 5	2 4	1 6	2 2	1 1	1 1	1 9
分布型感知器	4		1 0		5	5	5	6	7	4	5	7	4
発信機	2 1	7 4	1 4	4 7	2 1	1 8	1 5	2 2	1 9	1 7	2 4	1 7	2 3
煙感知器(3種)	1 5	3 5	7	3 2	2 1	2 5	1 0	2 5	2 7	2 1	3 1	1 4	1 6
防火戸	3	2 7	1 1	1 2	3 8	1 5	5	7	1 4	6	2 2		
防火シャッター	1 2	1 6	9	1 4	3	6	5	1 8	1 1	1 0	4	1 4	1 6
消火栓ポンプ	1	1	2	1	1	1	1	3	1	1	1	1	1
消火栓ホース格納箱	1 6	8 0	1 4	4 7	2 0	1 5	1 3	2 2	1 7	1 7	2 3	1 3	1 7
誘導灯		5 7		4 2	5 9	1		1 3	1	1 0	2 3	6	
誘導標識		1 3		3 0									
救助袋	1	4	1	4	5	3	1	4	2	1	1	4	2
非常放送設備	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
連結送水管 放水口													
消火器	4 7	8 0	4 4	4 7	6 6	6 0	4 4	5 2	5 1	4 1	6 0	4 0	5 9
ガス感知器		5 4		5	4	4		9					
GR型受信機		1		1	1								

小 学 校 消 防 設 備 一 覧 表

内 容	稲荷小	氷川小	八幡北小	長栄小	青柳小	小山小	両新田小	松原小
P型1級受信機	1	1	1	1	1	1	1	
煙感知器(2種)	1 3	1 0	9	1 0	8	7	8	5
差動式スポット型感知器	7 6	9 4	1 0 2	1 1 3	1 5 8	1 1 7	1 4 5	1 6 8
定温式スポット型感知器(防水・普通)	2 5	1 2	1 3	1 4	2 2	1 3	1 3	5 7
分布型感知器	4	4	8	6	7	7	4	
発信機	1 9	1 8	1 4	1 6	1 1	1 5	1 5	1 8
煙感知器(3種)	1 5	2 4	1 5	1 5	1 5	1 1	1 1	2 7
防火戸	3	4	3	3	1	3		3 1
防火シャッター	9	1 6	9	1 1	1 1	1 1	1 1	3
消火栓ポンプ	1	1	1	1	1	1	1	1
消火栓ホース格納箱	1 3	1 4	1 2	1 4	9	1 2	1 2	2 0
誘導灯								6 2
誘導標識								
救助袋	3	2	2	2	1	2	2	3
非常放送設備	1	1	1	1	1	1	1	1
連結送水管 放水口				4				
消火器	3 5	5 2	4 4	4 3	5 0	3 6	4 5	4 9
ガス感知器								4
GR型受信機								1

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務进行处理に当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個

個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

委託番号	7 3 2 3
契約形態	業務委託

業務委託仕様書

- 1 件 名 消防用設備保守点検業務委託（中学校）
- 2 履行期間 令和7年(2025年)4月1日 から 令和8年(2026年)3月31日まで
- 3 履行場所 市内中学校11校
- 4 支払方法 業務完了払（9月末及び3月末払いの年2回払）
- 5 委託内容 別紙のとおり
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (5) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
- 7 問合せ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
 - (2) 契約締結後の問合せ先

草加市教育委員会 学校施設課 担当 三橋
電話 0 4 8 （ 9 2 2 ） 2 6 4 3 （直通）

業務委託内容

市内中学校に設置された消防用設備の保守点検業務は、この内容に従って実施するものとする。

実施にあたっては、各種設備機器が常に正常な機能を維持し、十分に発揮できるよう消防関係法令に準拠して行うものとする。

【対象施設及び設備】

別添資料による

【範囲及び方法等】

各種設備機器の機能保全のため、消防法第17条の3の3の規定に基づき次の点検を実施する。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 外観・機能点検 | 年2回 |
| (2) 総合点検 | 年1回 |
| (3) 連結送水管 耐圧性能点検（花栗中学校、新田中学校のみ） | 年1回 |

なお、各種点検の基準や方法等について、あらかじめ明示し、市担当者の承認を得ること。

【作業時間】

作業時間は、平日午前9時から午後4時までとする。

【作業時間責任者及び作業従事者】

作業を実施するにあたり、消防設備士免許取得者若しくは点検資格を有する責任者を定め、あらかじめ市担当者の承認を得ること。

【安全対策】

作業は安全対策を十分施し、複数で作業にあたること。

【緊急時の措置】

履行期間中（夜間、休日を含む）、火災その他による作動時、地震・台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、設備に異常が認められたとき、または異常の連絡を受けたときは、速やかに現場にて応急処理を行うとともに、市担当者に連絡のうえ、その指示に従い機器の調整を行うこと。対応後、市担当者に報告書を提出すること。

【負担区分】

作業に必要な工具類、測定器具、消耗品（消火器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告用紙は、受注者の負担とする。

軽微な修理については受注者の負担とし、その他については協議のうえ決定するものとする。

【作業計画書】

作業を実施するにあたり、点検ごとに各施設長と調整のうえ日程表を作成し、市担当者の承認を得るものとする。

【提出書類 1】

作業に先立ち、次のものを各 1 部提出すること。

- (1) 消防設備士資格証明書の写し
- (2) 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと。）
- (3) 緊急連絡先
- (4) 作業計画書（外観、機能点検及び総合点検）

【提出書類 2】

外観、機能点検及び総合点検を実施したときは、速やかに昭和 50 年 10 月 16 日付け消防庁告示第 14 号に定める各設備の点検表、及び消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく報告書を 2 部提出すること。

なお、外観、機能点検のうち 1 回は、総合点検と同時に報告できるものとする。

報告書は、学校管理者押印または署名のうえ、作業責任者が持参し、内容について説明するものとし不備不良箇所が存する場合は、原因調査を行い、全校の不備不良箇所一覧表を作成し、各校ごとに位置が判断できる図面、状況写真及び改修概算工事費を必ず提出すること。

報告書は、A4 パイプファイルを使用し、ファイルの表紙に委託名称及び受注者を表記し、背表紙に委託名称を表記すること。また、学校ごとにインデックスにて学校名を表示すること。なお、報告書類は電子媒体（CD-R 等）でも作成し、併せて発注者に提出すること。

【連結送水管耐圧試験】

総合点検実施時に併せ、次に示す 2 校において連結送水管の配管における耐圧性能に関する点検を行うこと。点検を実施後は速やかに消防法第 17 条の 3 の 3 に基づく点検報告を所管消防署へ提出すること。

- ・花栗中学校
- ・新田中学校

(別添資料)

中 学 校 消 防 設 備 一 覧 表

内 容	草加中	栄中	谷塚中	川柳中	新栄中	瀬崎中	花栗中	両新田中	新田中	青柳中	松江中
P型1級受信機	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
煙感知器(2種)	2 4	2 3	1 1	4	1 2	4	7	1 0	1 2	1 4	7
差動式スポット型感知器	1 1 6	6 4	1 3 5	9 1	1 3 9	1 0 8	9 4	9 6	1 7 0	2 2 5	1 6 8
定温式スポット型感知器(防水・普通)	3 4	3 4	1 4	1 7	1 6	7	1 5	1 4	1 1	1 4	1 3
分布型感知器	1 0	2	4	8	5	8	7	8	6	7	8
発信機	1 9	1 9	2 4	1 5	1 4	1 5	2 0	2 1	1 9	1 8	1 7
煙感知器(3種)	1 2	9	2 0	1 0	2 0	1 3	1 6	1 4	1 5	1 4	2 4
防火戸	3	5	4	1 5	4	1 6	1 0		4		1 4
防火シャッター	1 0	4	1 9		1 6	2	9	1 3	1 3	1 4	1 2
消火栓ポンプ	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
消火栓ホース格納箱	1 4	1 6	2 0	1 5	8	1 4	1 8	1 7	1 7	1 5	1 6
誘導灯	2 3		8								
救助袋	3	1	2	4	3	3	5	3	3	3	3
非常放送設備	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
連結送水管 放水口						6	6	5	6	5	3
消火器	5 1	5 4	4 1	4 7	5 0	4 5	7 0	4 0	4 2	4 3	5 8
定温スポット型(防水)シャッター用	2		1								

別記

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、草加市（以下「発注者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受注者」という。）は、この契約による事務进行处理に当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(作業場所の特定)

第3条 受注者は、発注者の指定した場所又は受注者の求めにより発注者が承認した場所以外で、個人情報を取り扱ってはならない。なお、発注者の承認は、書面でなければならない。

(厳重な保管及び搬送)

第4条 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、毀損、滅失その他の事故を防止するため、次に掲げる事項を遵守し、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(1) 受注者は、発注者の許可なく、発注者の指定した場所又は発注者が承認した場所から個人情報又は個人情報を含む契約目的物等（以下「個人情報等」という。）を持ち出してはならない。

(2) 受注者は、個人情報等を発注者から受けるとき又は発注者に渡すときは、個人情報の内容、数量、受渡し日、受渡し確認者その他必要な事項を記載した書面を発注者と取り交わさなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個

個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(委託目的以外の使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8条 受注者は、個人情報の個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による事務に係る個人情報を速やかに発注者に返却し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第10条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(個人情報の取扱い状況に係る検査)

第11条 受注者は、年間1回以上、個人情報取扱特記事項遵守状況確認報告書を、第3条の規定により承認を受けた場所、第4条の規定により個人情報を保管している場所、個人情報の管理に関する責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制その他の個人情報の管理の状況がわかる資料とともに発注者に提出することとする。発注者はその内容を精査し、必要があると認められるときは、受注者に対し、立入検査又は立入検査に相当する調査措置を講ずることができる。

(その他)

第12条 受注者は、第2条から前条までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

委託番号	8 1 0 5
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 消防設備保守点検業務委託（谷塚文化センター）
- 2 履行期間 令和7年（2025年）4月1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市谷塚仲町440番地
草加市立谷塚文化センター
- 4 支払方法 業務完了払（年2回払）
- 5 委託内容 別紙のとおり
- 6 そ の 他
 - (1) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (3) 草加市環境マネジメントに基づく取り組みに協力すること。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱(平成8年告示第155号)第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。

7 問合せ先

- (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
- (2) 契約締結後の問合せ先
草加市立谷塚文化センター 滝沢
電話048（928）6271（直通）

委 託 内 容

消防用設備の保守点検業務は、この内容に従って実施するものとする。実施にあたっては、各種設備機器が正常な機能を維持し、十分に発揮できるよう消防関係法令に準拠して行うものとする。

【対象施設及び設備】

別添、消防設備一覧表のとおり

【範囲及び方法等】

各種設備機器の機能保全のため、消防法第17条3の3の規定に基づき次の点検を実施する。

(1) 外観・機能点検 年2回

(2) 総合点検 年1回

なお、各種点検の基準や方法等について、あらかじめ明示し、担当者の承認を得ること。

【作業時間】

作業時間は、館長が指示する時間内とする。

【作業時間責任者及び作業従事者】

作業を実施するにあたり、消防設備士免許取得者若しくは点検資格を有する責任者を定め、あらかじめ係員の承認を得ること。

【安全対策】

作業は安全対策を十分施し、複数で作業にあたること。

【緊急時等の措置】

火災その他による作動時、または地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、また異常の連絡を受けたときは速やかに現場に行き、臨機の処置を行うとともに担当者に連絡し、その指示に従い機器の調整を行うこと。

【負担区分】

作業に必要な工具類、測定器具、消耗品（消火器の放射点検時の復旧薬剤等）及び報告用紙は、受託者の負担とする。

軽微な修理について、受託者の負担とし、その他については協議のうえ決定するものとする。

【作業計画】

作業を実施するにあたり、各点検ごとに各施設長と調整のうえ日程表を作成し、担当者の承認を得るものとする。

【提出書類1】

作業に先立ち、次の物を1部提出すること。

(1) 消防設備士資格証明書の写し

(2) 作業者名一覧表【作業責任者を明記のこと】

(3) 作業計画書（外観、機能点検及び総合点検）

【提出書類2】

外観、機能点検及び総合点検を実施したときは、速やかに昭和50年10月16日付け消防庁告示第14号に定める各設備の点検表、及び消防法第17条の3の3の規定に基づく報告書を2部提出すること。

なお、外観、機能点検のうち1回は、総合点検と同時に報告できるものとする。

※報告書は作業責任者が持参し、内容について説明すること。

消防設備一覧表

表 示	内 容	設置数
	P型1級受信機	1
S	煙感知器(2種)	1 2
	差動式スポット型感知器	4 0
	定温式スポット型感知器(防水・普通)	3
	発信機	9
S	煙感知器(3種)	6
ER	防火戸 (左右セット)	5
	防火シャッター	9
	消火栓ホース格納箱	9
	誘導灯	1 7
放	非常放送設備 (リモートマイク)	4 2
消	消火器	8

※ 非常放送設備の設置数は、スピーカーの数を指す。

委託番号	8 1 0 8
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 防火対象物点検業務委託（谷塚文化センター）
- 2 履行期間 令和7年（2025年）4月 1日から
令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 履行場所 草加市谷塚仲町440番地
草加市立谷塚文化センター
- 4 支払方法 業務完了払（年1回払）3月
- 5 委託内容 履行場所にある防火対象物について、消防法第8条の2の2第1項（防火対象物の点検及び報告）に基づく点検及び報告（報告書の作成及び届出含む）を行う。
- 6 点検防火対象施設面積（延床）
2353.277 m²
- 7 調査資格 次の資格を有すること。
防火対象物における火災の予防に関する専門知識を有する者で、総務省令で定める資格を有するもの
- 8 その他
 - (1) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (3) 草加市環境マネジメントに基づく取り組みに協力すること。
 - (4) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者又は受注者の下請業者が不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わる者が人権に配慮することができるよう努めること。
 - (6) 履行期間中に、本案件に係る法令等の制定及び改廃があった場合は、仕様書等の変更によることなく、その内容を遵守すること。
- 9 問合せ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）

(2) 契約締結後の問合せ先

草加市立谷塚文化センター 滝沢

電話 0 4 8 (9 2 8) 6 2 7 1 (直通)

委託番号	3 3 1 9
契約形態	業務委託

仕 様 書

- 1 件 名 消防設備保守点検業務委託（栄児童クラブ・高砂児童クラブ）
- 2 履行期間 令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで
- 3 履行場所 栄児童クラブ 草加市松原一丁目3番2号（栄小学校との複合施設）
高砂児童クラブ 草加市中央一丁目2番5号
（高砂小学校、あずま保育園、高砂コミュニティセンターとの複合施設）
- 4 支払方法 業務完了払（年2回払）
- 5 委託内容 別紙のとおり
- 6 その他
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
 - (2) 草加市環境マネジメントシステムに基づく取組に協力すること。
 - (3) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成19年条例第16号）第6条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成8年告示第155号）第9条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、市長に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - ② 受注者は、市及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
 - (4) 仕様に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。
 - (5) 業務の実施に当たっては、人権を尊重するとともに、業務に関わるものが人権に配慮することができるよう努めること。
- 7 問合せ先
 - (1) 仕様書の記載内容に関すること（契約締結前）
草加市役所 契約課
電話048（922）1129（直通）
 - (2) 契約締結後の問合せ先
草加市役所 こども青少年課 放課後児童係 坂田
電話048（922）1448（直通）

業務委託内容

栄児童クラブ及び高砂児童クラブに設置された消防用設備の保守点検業務は、次の内容に基づき実施するものとする。

実施に当たり、各種設備機器が常に正常な機能を維持し、十分に発揮できるよう消防関係法令に準拠して行うものとする。

【対象施設及び設備】

別添資料のとおり

【範囲及び方法等】

各種設備機器の機能保全のため、消防法第17条の3の3及び第8条の2の2の規定に基づき次の点検を実施する。

- (1) 外観・機能点検 年2回
- (2) 総合点検 年1回
- (3) 防火対象物定期点検 年1回

なお、各種点検の基準や方法等について、あらかじめ明示し、担当者の承認を得ること。

【作業時間】

作業時間は、平日午前10時から午後3時までとする。

【作業時間責任者及び作業従事者】

作業を実施するに当たり、消防設備士免許取得者若しくは点検資格を有する責任者を定め、あらかじめ係員の承認を得ること。

【安全対策】

作業は安全対策を十分施し、複数で作業に当たること。

【緊急時の措置】

火災その他による作動時、又は地震、台風その他による非常発報等の機能障害が発生した場合や、業務中、設備に異常が認められたとき、又は異常の連絡を受けたときは、原則1時間以内に対象現場に到着することとし、臨機の処置を行うとともに担当者に連絡のうえ、その指示に従い機器の調整を行うこと。

【負担区分】

作業に必要な工具類、測定器具、消耗品（消化器の放射点検時の復旧用薬剤等）及び報告書類は、受注者の負担とする。

また、軽微な修理については受注者の負担とし、その他については協議のうえ決定するものとする。

【作業日程表】

作業を実施するに当たり、事前に担当者と調整のうえ日程表を作成するものとする。

【提出書類 1】

作業に当たり、事前に次の書類を 1 部提出すること。

- (1) 点検責任者の資格証明書の写し
(消防設備士又は消防設備点検資格者及び防火対象物点検資格者)
- (2) 作業者名一覧表（作業責任者を明記のこと。）
- (3) 作業計画書（外観、機能点検及び総合点検）
- (4) 作業日程表

【提出書類 2】

業務終了後、次の点検報告書を提出すること。

- (1) 外観、機能点検… 1 部提出
- (2) 総合点検 … 1 部提出（消防署に 2 部提出後の受付分として）
- ※(3) 防火対象物点検… 1 部提出（消防署に 2 部提出後の受付分として）

外観、機能点検のうち 1 回は、総合点検と同時に報告できるものとする。

報告書は、作業責任者が持参して内容について説明するものとし、不備不良箇所が存する場合は、位置が判断できる図面、状況写真及び改修見積書を提出すること。

※【防火対象物点検報告】

今回点検対象の次の施設は防火対象物報告対象の複合施設であるため、消防法第 8 条の 2 の 2 の規定に基づく定期点検報告を所管消防署へ提出すること。（年 1 回総合点検終了後）

- (1) 栄児童クラブ 床面積 330.30㎡
(栄小学校、栄平成塾との複合施設)
- (2) 高砂児童クラブ 床面積 386.56㎡
(高砂小学校、あずま保育園及び高砂コミュニティセンターとの複合施設)

別添

委託場所及び点検内容

施設住所	草加市松原一丁目 3 番 2 号	草加市中央一丁目 2 番 5 号
施 設 名	草加市立栄児童クラブ	草加市立高砂児童クラブ
床面積	330.30 m ²	386.56 m ²
①受信機	1 ヶ所（副受信機）	1 ヶ所（副受信機）
②差動式スポット型感知器	11 個（外倉庫内含む）	—
③定温式スポット型感知器	4 個	15 個
④煙感知器	—	1 個
⑤発信器	—	—
⑥ベル	—	総合盤 1 ヶ所
⑦消火器	3 個（外倉庫内含む）	3 個
⑧誘導灯	3 個	1 個
その他	ガス漏れ火災警報設備 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 非常警報器具及び設備 配線	ガス漏れ火災警報設備 屋内消火栓設備 自動火災報知設備 非常警報器具及び設備 配線